

南本牧ふ頭建設工事のおしらせ

国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所 TEL 045-226-3750
横浜市港湾局建設保全部建設第二課 TEL 045-671-7233
(問い合わせ先) 南本牧航行安全管理事務所 TEL 045-625-1441

京浜港横浜区第5区南本牧地先海域において実施されている南本牧ふ頭建設工事の工事作業区域が、一部変更になりますので、付近海域を航行される船舶等は十分注意して安全な航行をされるようお願いします。

1. 工事作業区域変更日

平成29年6月8日から当分の間 (海上作業は原則として日の出から日没まで)

2. 工事作業区域

図-2のイ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・チの各点を順次に結んだ線及びチとイを結んだ線に囲まれた海域、並びにル・ヲ・ワ・カ・ヨ・タの各点を順次に結んだ線及びタとルを結んだ線により囲まれた海域。尚、工事作業区域は京浜港長公示により「一般船舶の航行及び停泊が禁止」になっております。

3. 今後の工事作業区域の変更予定について (平成29年7月頃～)

工事の進捗に伴い、図-2のイ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・チの各点を順次に結んだ線及びチとイを結んだ線に囲まれた海域は、工事作業区域の対象外となります。

図-1 横浜港

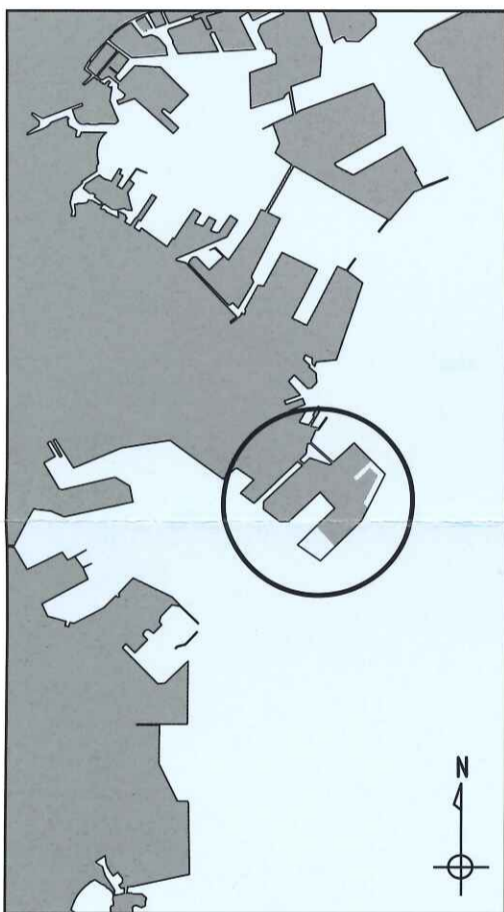
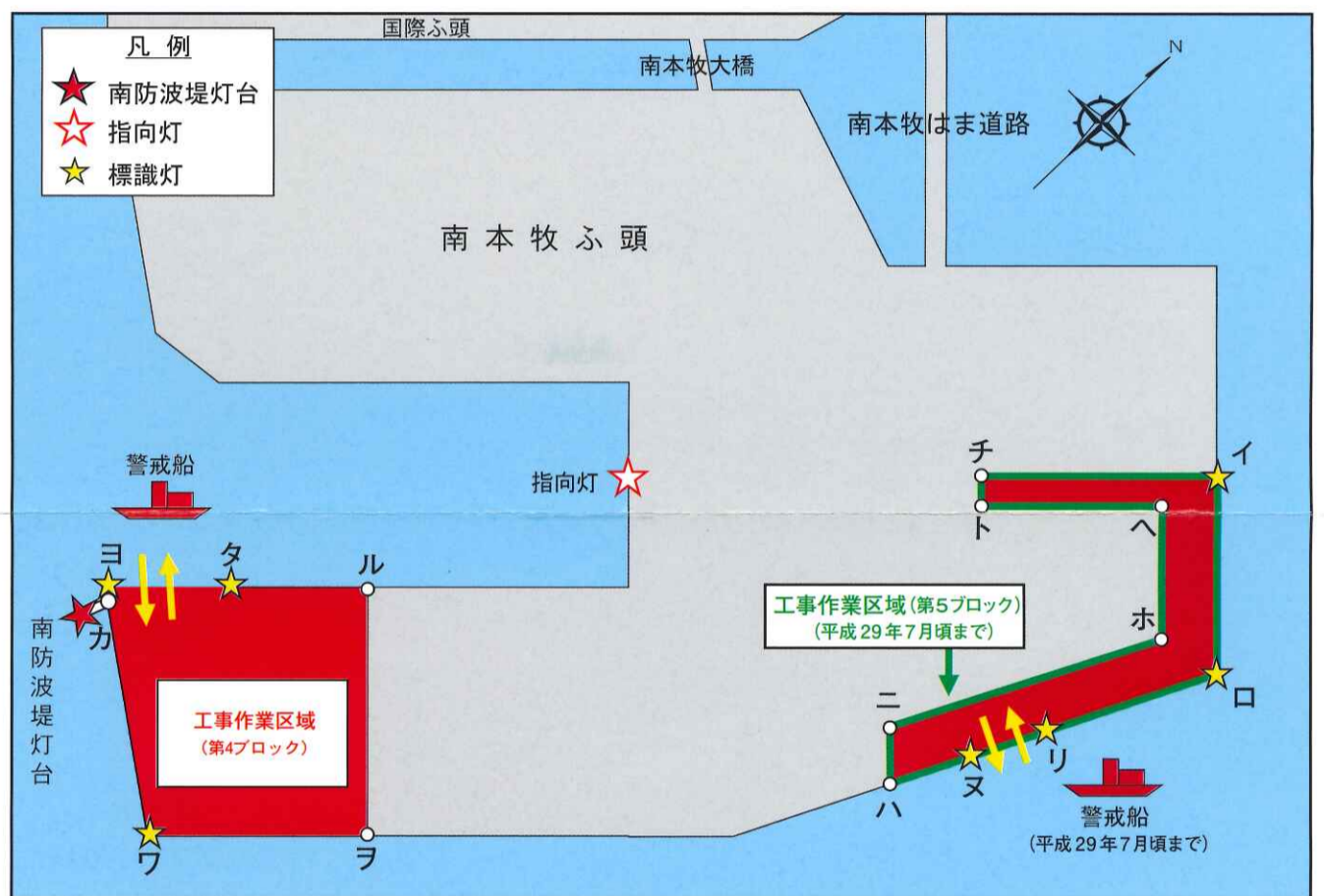


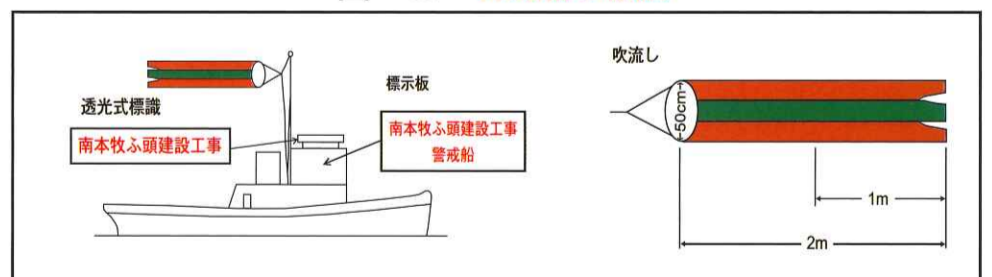
図-2 南本牧ふ頭



4. 警戒船

- (1) 工事作業区域周辺には、午前7時から午後7時までの間、警戒船2隻を配備します。また、夜間工事を行っている間においても、必要に応じて警戒船を配備します。
- (2) 警戒船には「警戒船」と書かれた標示板と、吹流しを掲げます。(図-3 参照)
- (3) 警戒船1隻は、常時、国際VHF (16チャンネル) を聴取しています。
- (4) 警戒船は、第4ブロック側開口部(ヨ・タ間)及び第5ブロック側開口部(リ・又間)に配備し、入出域する作業船がある場合は、付近航行の船舶に対し、安全航行についての注意喚起あるいは要請を行うことがありますので御協力下さい。なお、平成29年7月頃以降は、第4ブロック側開口部のみ警戒船を配備します。(図-2 参照)

図-3 警戒船の標識



5. 標識灯

工事作業区域のイ・ロ・リ・ヌ・ワ・ヨ・タには、標識灯 (黄色・4秒1閃光) が設置されています。(図-2 参照)

6. 南防波堤灯台

南防波堤灯台 (赤色・3秒1閃光) が設置されています。(図-2、図-4 参照)

7. 指向灯

指向灯 (白光 (可航水路表示)・緑光 (左舷側表示)・赤光 (右舷側表示)) が設置されています。(図-2、図-5 参照)

8. その他

南本牧ふ頭建設工事に係わる作業船には、標識旗を掲げます。(図-6 参照)

図-4 南防波堤灯台

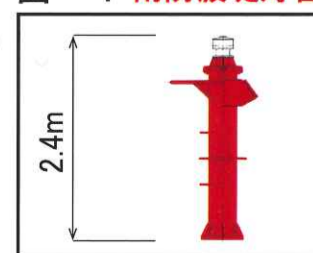


図-6 作業船の標識旗



図-5 指向灯

